

揭示期間 4.1 - 4.10

新潟市告示第 246 号

新潟市城山運動公園体育施設等使用料の徴収事務委託について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新潟市城山運動公園体育施設等使用料の徴収事務を委託したので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 委託先の名称及び代表者

名称 西蒲スポーツ振興グループ

代表者 グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克

2 使用料の徴収事務委託をする施設の名称

- ・城山運動公園
- ・新潟市岩室体育館
- ・新潟市岩室野球場
- ・新潟市岩室緑地広場テニスコート

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日